

「札幌市建築確認申請の手引き2018年版」の修正・改正項目 (2023.4)

ページ	修正部分	修正前	修正後
目次 2ページ目	第2章第1節 3用語の定義	3 用語の定義 取扱い(遊水地等・コンテナ型データセンタ・小規模倉庫)	3 用語の定義 取扱い(遊水地等・小規模倉庫)
1-12	届出先	(決定番号更新、届出先の表記方法の変更、注意書き追加)	・届出先が都 建築安全推進課である決定番号を、「下記以外」から決定番号の別記に変更 ・決定番号1について、注意書きを追加 ・都市計画部のホームページの案内を追加
1-20	表の5~8 14 28	(課名の変更) ・5~8 所管 都)市街地整備部宅地課 ・14 所管 都)市街地整備部区画整理事業課 (表の追記)	(課名の変更) ・5~8 所管 都)市街地整備部開発指導課 ・14 所管 都)市街地整備部区画整理事業担当課 (表の追記) ・28 「北海道新幹線沿線」を追加し、所管及び電話番号を記載
1-37 ~1-49	7-(2)	(注意書き追記、表の削除・更新)	・「(2)「軽微な変更」に該当する場合」に注意書きを追加 ・「軽微な変更の取扱い」の表を削除 ・「計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更(規則第3条の2)」について、規則の改正に合わせて表を更新
1-54	10-(1) 10-(2)	(字句訂正) 10-(1)「建築構造審査・検査要領-確認審査等に関する指針 運用解説編-2016版」 10-(2)「法第85条第5項又は第6項による仮設建築物は対象外。」	(字句訂正) 10-(1)「建築構造審査・検査要領-確認審査等に関する指針 運用解説編-2022版」 10-(2)「法第85条第6項又は第7項による仮設建築物は対象外。」
1-57	捨て印 氏名記載欄	(押印廃止)	(押印廃止) 委任者の押印、捨て印廃止
1-61 ~1-62	様式関係	(様式改正)	(様式改正)
1-63	氏名記載欄	(押印廃止)	(押印廃止) 設置者の押印廃止
1-64 ~1-65	氏名記載欄	(押印廃止)	(押印廃止) 1-64 申請者の押印廃止、1-65 建築主の押印廃止
1-68	表中 都市計画法 第53条①	(字句修正) 「市街地開発事業施工区域」	(字句修正) 「市街地開発事業施行区域」
2-1 ~2-10-1	表1-1 ~表2-9	(字句修正、表の変更) ・「建築確認のための基準法則・集団既定の適用事例 2Q17年度版」	(字句修正、表の変更) ・「建築確認のための基準法則・集団既定の適用事例 2Q22年度版」 ・2Q22年度版に合わせた表の変更
2-21 ~2-22	②	(項目削除)	(項目削除) ・②の「コンテナ型データセンタ、パワーコンディショナを収納する専用コンテナ及び蓄電池を収納する専用コンテナの取扱い」を削除
2-32 ~2-33	(2)ア(イ) (2)ア(カ)	(説明を追記)	(2)ア(イ) 「仮使用に伴い、新たな避難経路となる廊下を設ける場合は、本規定に適合させる他、廊下幅を有効幅員90cm以上確保すること」 (2)ア(カ) 「(カ)令第127条から令第128条の2までの規定 これらの規定中「通路」とあるのは「通路(仮使用の部分を使用する者の用に供するものに限る。）」と読み替えるものとする。 ただし、当該通路の幅員が90cm以上確保されているなど、仮使用の部分を使用する者の安全上、防火上及び避難上支障がなく、工事の安全上及び施工上やむを得ない場合は、この限りではない。」
2-43	3行目	(字句修正) 「排煙上も有効とみなす。」 図中「防火区画」	(字句修正) 「排煙上有効とみなす。」 図中「防煙区画」
2-50 ~2-51-1	表1	(表の変更)	(表の変更)
2-59	①	(説明を追記)	(説明を追記) 「ただし、原則は建築物の部分ごとに用途判断する。 例) ペットホテルの受付等の部分を令第130条の5の3第3号にある「サービス業を営む店舗」、飼育・保管する部分は「畜舎」として取り扱う。」
2-80-1	表	(表に地区の追加)	(表に地区の追加) 「緩8 琴似本通地区」の追加
2-86	図1	(図の修正)	(図の修正) からぼりの幅を示す線を表示
2-94		「建築物の場合、床面積の算定にあたっては、1台あたり15㎡で算定し、申請書の面積表の1階部分に記入する。」	「床として認識することが困難な形状の場合、床面積の算定にあたっては、1台あたり15㎡で算定し、申請書の面積表の1階部分に記入する。」
2-128	図6	(図の追加)	(図の追加)
2-137 ~2-141	各ページの文 章中 ※の部 分	(字句修正) 「条例第76条の4」「条例第76条の5」	(字句修正) 「条例第76条の5」「条例第76条の6」
2-145 ~2-146	図4 図7	(図の追加)	(図の追加) 図4、図7を追加し、元の図4及び図5を図5及び図6へ番号変更